

発注元 : 澤田測量設計事務所 様

横山重機最終処分場浸透水  
水質検査結果報告書

令和4年8月23日

日本製鋼所M&E株式会社  
試験分析センター

〒 051-8505 室蘭市茶津町4番地

電話 (0143) 23-1429

FAX (0143) 23-1428

承認



作成



番号

WA-22-0077

REV

0

令和4年度

横山重機最終処分場浸透水水質検査結果報告書

令和4年8月23日

日本製鋼所M&E株式会社  
試験分析センター

# 濃度計量証明書

澤田測量設計事務所 様



北海道 計量証明事業登録 第648号(濃度)  
日本製鋼所M&E株式会社  
試験分析センター長 南谷 昌弘  
事業者住所及び事業所所在地  
〒051-8505 室蘭市茶津町4番地  
TEL 0143-23-1429 ・ FAX 0143-23-1428

環境計量士 齊藤 芳雄



件名：横山重機最終処分場浸透水

令和4年7月12日採取の上記試料の計量結果を下記のとおり証明いたします。

## 記

計量の対象	計量の方法	計量の結果
表1-1～1-2に示すとおり	表1-1～1-2に示すとおり	表1-1～1-2に示すとおり

表1-1 横山重機最終処分場浸透水結果

立 会 者	-		採水者	川本、西村
採 取 条 件			計 量 の 方 法	
採 水 場 所	処理場処理施設湧出水口		『一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の 最終処分場に係る水質検査の方法』 平成10年6月16日 環境省・厚生省告示第1号	
採 水 月 日 <sup>※</sup>	月/日	7/12		
採 水 時 刻 <sup>※</sup>	時:分	11:23		
天 候 <sup>※</sup>	—	曇		
気 温 <sup>※</sup>	℃	20.5		
水 温 <sup>※</sup>	℃	11.5		

計量の対象	単 位	参考 <sup>※※</sup>	計量結果	計 量 方 法
アルキル水銀	mg/L	検出されな いこと	< 0.0005	昭和46年 環境庁告示第59号付表3
総水銀	mg/L	0.0005以下	< 0.0005	昭和46年 環境庁告示第59号付表2
カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003	JIS K 0102-55.3
鉛	mg/L	0.01以下	< 0.001	JIS K 0102-54.3
六価クロム	mg/L	0.05以下	< 0.005	JIS K 0102-65.2.4
砒素	mg/L	0.01以下	0.002	JIS K 0102-61.3
全シアン	mg/L	検出されな いこと	< 0.1	JIS K 0102-38.2
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されな いこと	< 0.0003	JIS K 0093
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001	JIS K 0125.5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001	JIS K 0125.5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	< 0.002	JIS K 0125.5.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002	JIS K 0125.5.1
1.2—ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004	JIS K 0125.5.1
1.1—ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	JIS K 0125.5.1
1.2—ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004	JIS K 0125.5.1
1.1.1—トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1	JIS K 0125.5.1
1.1.2—トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006	JIS K 0125.5.1
1.3—ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	< 0.0002	JIS K 0125.5.1

※計量法第107条対象外項目の証明

※※基準値:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令  
(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)

注:「検出されないこと」とは当該分析方法の定量下限を下回ることをいう。

分析者 : 川本、山崎、西村

表1-2 横山重機最終処分場浸透水結果

計量の対象	単 位	参考**	計量結果	計 量 方 法 名 称
チウラム	mg/L	0.006以下	< 0.0006	昭和46年 環境庁告示第59号付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	< 0.0003	昭和46年 環境庁告示第59号付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	< 0.002	昭和46年 環境庁告示第59号付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	< 0.001	JIS K 0125.5.1
セレン	mg/L	0.01以下	0.002	JIS K 0102-67.3
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	< 0.005	昭和46年 環境庁告示第59号付表8
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002以下	< 0.0002	平成9年 環境庁告示第10号付表
以下余白				

※計量法第107条対象外項目の証明

\*\*\*基準値: 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令  
(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)

分析者 : 川本、山崎、西村



発注元 : 澤田測量設計事務所 様

横山重機最終処分場浸出水  
水質検査結果報告書

令和4年8月23日

日本製鋼所M&E株式会社  
試験分析センター

〒 051-8505 室蘭市茶津町4番地

電話 (0143) 23-1429

FAX (0143) 23-1428

承認



作成



番号

WA-22-0078

REV

0

令和4年度

横山重機最終処分場浸出水水質検査結果報告書

令和4年8月23日

日本製鋼所M&E株式会社  
試験分析センター

# 濃度計量証明書

澤田測量設計事務所 様



北海道 計量証明事業登録 第648号(濃度)  
日本製鋼所M&E株式会社  
試験分析センター長 南谷 昌弘  
事業者住所及び事業所所在地  
〒051-8505 室蘭市茶津町4番地  
TEL 0143-23-1429 ・ FAX 0143-23-1428

環境計量士 齊藤 芳雄



件名：横山重機最終処分場浸出水

令和4年7月12日採取の上記試料の計量結果を下記のとおり証明いたします。

## 記

計量の対象	計量の方法	計量の結果
表1-1～1-2に示すとおり	表1-1～1-2に示すとおり	表1-1～1-2に示すとおり



表1-1 横山重機最終処分場浸出水結果

立 会 者	-		採水者	川本、西村
採 取 条 件			計 量 の 方 法	
採 水 場 所	処理場処理施設湧出水口		『一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の 最終処分場に係る水質検査の方法』 平成10年6月16日 環境省・厚生省告示第1号	
採 水 月 日 <sup>※</sup>	月/日	7/12		
採 水 時 刻 <sup>※</sup>	時:分	11:40		
天 候 <sup>※</sup>	-	曇		
気 温 <sup>※</sup>	℃	20.0		
水 温 <sup>※</sup>	℃	11.0		

計量の対象	単 位	参考 <sup>※※</sup>	計量結果	計 量 方 法
アルキル水銀	mg/L	検出されな いこと	< 0.0005	昭和46年 環境庁告示第59号付表3
総水銀	mg/L	0.0005以下	< 0.0005	昭和46年 環境庁告示第59号付表2
カドミウム	mg/L	0.003以下	< 0.0003	JIS K 0102-55.3
鉛	mg/L	0.01以下	< 0.001	JIS K 0102-54.3
六価クロム	mg/L	0.05以下	< 0.005	JIS K 0102-65.2.4
砒素	mg/L	0.01以下	0.002	JIS K 0102-61.3
全シアン	mg/L	検出されな いこと	< 0.1	JIS K 0102-38.2
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されな いこと	< 0.0003	JIS K 0093
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001	JIS K 0125.5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	< 0.001	JIS K 0125.5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	< 0.002	JIS K 0125.5.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	< 0.0002	JIS K 0125.5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	< 0.0004	JIS K 0125.5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	< 0.01	JIS K 0125.5.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	< 0.004	JIS K 0125.5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	< 0.1	JIS K 0125.5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	< 0.0006	JIS K 0125.5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	< 0.0002	JIS K 0125.5.1

\*計量法第107条対象外項目の証明

※※基準値:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令  
(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)

注:「検出されないこと」とは当該分析方法の定量下限を下回ることをいう。

分析者 : 川本、山崎、西村

